平成２８年（フ）第１３２号
大阪市西区新町１丁目23番２号　ＴＢビルディング８階
破産者　株式会社ビヘイビア
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６２号
大阪府豊中市服部西町４丁目５番１―405号
破産者　株式会社三和製作所
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３１７号
大阪府枚方市香里ケ丘８丁目31番10―205号
破産者　有限会社三協開発
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１４号
堺市堺区砂道町２丁３番23号
破産者　エムズマイスター株式会社
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
千葉県印旛郡酒々井町上岩橋143番地１（ひとみマンション203号）
破産者　石井　末友
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１５号
千葉県館山市広瀬757番地の２
破産者　伊藤　早苗（旧姓西﨑・荒木）
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第８０号
東京都八王子市打越町1255番地８
破産者　株式会社北通
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９８号
東京都小平市上水南町２丁目14番９―207号
破産者　柴田　　慶
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４１９号
東京都立川市西砂町６丁目65番地の１ウィステリア西砂Ⅱ103号室
破産者　齋藤　正美
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４２０号
東京都立川市上砂町５丁目63番地の20ロイヤルエステート上砂503、破産手続開始決定時の住所東京都立川市一番町５丁目２番地の４レクセルガーデン武蔵砂川112号
破産者　齋藤　優子
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３１６号
横浜市鶴見区駒岡３丁目４番28号横浜駒岡分譲共同ビル１Ｆ
破産者　有限会社サイテツ
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２８号
横浜市中区若葉町１丁目２番地２
破産者　ハイランドレジャーセンター株式会社
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目71番地
破産者　有限会社浜治建設
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３０１号
新潟市中央区女池南３丁目３番27号
破産者　株式会社システムアイ
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６０号
鳥取県東伯郡北栄町下神648番地
破産者　有限会社山州屋
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１１号
千葉市稲毛区園生町979番地１　ライオンズガーデン稲毛園生町411号
破産者　齋藤　宏彰
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０５２号
千葉市緑区おゆみ野３丁目14番地７　ネオステージおゆみ野壱番館203号
破産者　浅香　光之
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１３０号
千葉県船橋市藤原７丁目41番４棟105号
破産者　大平　正義
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２７７号
千葉市緑区おゆみ野中央５丁目38番地６
破産者　レイクランド株式会社
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３０７号
千葉県市原市大戸246番地
破産者　鳥海　隆志
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３７３号
千葉市若葉区多部田町752番地16
破産者　伊駒　桃子
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
神奈川県平塚市四之宮２丁目15番13号
破産者　株式会社オールウェイズ
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係